

県立病院内における食堂・売店・自動販売機の運営事業者選定  
公募型プロポーザル実施要領

1. 目的

滋賀県病院事業庁所管の県立病院2施設（総合病院、精神医療センター）において、公有財産使用許可を受け、病院利用者や職員等を対象としたレストラン、職員食堂、売店、自動販売機を一括して運営する事業者を、公募型プロポーザル方式により選定するため必要な事項を次のように定めます。

2. 公募対象施設概要

施設	総合病院（本館・別館）	総合病院（こども棟）	精神医療センター
所在地	守山市守山五丁目4-30	守山市守山五丁目7-30	草津市笠山八丁目4-25
病床数	535床	100床	123床
運営業務	食堂（レストラン）、職員食堂、売店（喫茶コーナー・イートインコーナー含む）、入院セットサービス、自動販売機	売店、自動販売機	職員食堂、売店、自動販売機
運営期間	令和7年7月1日～令和12年6月30日		
その他	詳細な業務内容については、現地説明会で配付する「仕様書」によることとします。		

※ 各病院の施設整備に伴って運営業務等について変更が必要となる場合には、協議のうえ協定変更を行うこと。

3. 参加資格

次の各号に定める要件をすべて満たす場合に参加できます。

- (1) それぞれの運営業務に必要な許可・免許等を有し、3年以上継続して健全な経営を行っていること。なお、経営状況については、「営業概要表」（様式2）により資格審査を行います。審査の結果、資格を満たさない場合には、現地説明会の前日午後5時までに、当該参加事業者に連絡します。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 滋賀県財務規則（昭和51年滋賀県規則第56号）第195条の2各号のいずれにも該当しない者であること。
- (4) 滋賀県物品関係入札参加停止基準による入札参加停止の措置期間中でないこと。
- (5) 滋賀県物品の買入れ等に係る競争入札参加者の資格等に係る要綱（昭和57年滋賀県告示第142号）に規定する資格を有すると認められて、競争入札参加資格者名簿に登録されている者であること。

なお、新たに入札に参加する資格を得ようとする者は、次に示す場所のいずれかにおいて資格審査の申請を行うこと。ただし、この場合には、この公告に係るプロポーザルの手続きに間に合わないことがある。

・ 物品・役務電子調達システム

・滋賀県会計管理局管理課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 電話 077-528-4314

- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続の申立てをしている者または民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者でないこと。
- (7) プロポーザル参加申込書（現地説明会申込書）提出日前日までの1年間に、食品衛生法（昭和22年法律第233号）に違反したとして行政処分を受けていないこと。
- (8) 風俗営業等の規制および業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業、接待飲食等営業、性風俗関連特殊営業およびこれらに類する業を営む者でないこと。
- (9) 無差別大量殺人を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条第1項に規定する観察処分を受けた団体およびその構成員でないこと。

#### 4. グループ参加

複数の法人等（以下「グループ」という。）が共同して申請を行うことができます。この場合は、次の事項に留意してください。

- ア グループ内で幹事事業者となる法人等を定めてください。
- イ グループ内における各法人等の責任範囲等については、別途協定書で定めてください。
- ウ グループで参加する場合は、すべての法人等が上記3.に定める要件をすべて満たす場合に参加できます。
- エ 申請については、1グループにつき1申請に限ります。グループで参加する場合、当該グループの構成事業者は、他のグループの構成事業者となり、または単独で参加することはできません。
- オ 下記5（2）に掲げる書類は、各法人等それぞれについて提出してください。

#### 5. 参加申込書、企画提案書等の提出

プロポーザルに参加を希望する者は、次の書類を作成して提出してください。

- (1) 参加申込書（現地説明会申込書）（様式1）
  - ア グループ参加の場合は、連名で申込みしてください。
  - イ 現地説明会への出席者数を記入してください。（1事業者または1グループにつき3名以内）
  - ウ 裏面にある営業概要表に対応する数値を記入してください。
- (2) 営業概要表（様式2）
  - ア 対応する数値を記入してください。
- (3) 企画提案書（様式3）
  - ア 企画提案については、提案書（任意様式）および様式3-1から様式3-8により、各評価項目に関する具体的な提案や計画等を記入してください。（記載する文字の大きさは10ポイント以上としてください。）
  - イ 提案内容を補足する資料がある場合、1提案につきA4版、片面1ページ以内にまとめて添付してください。（記載する文字の大きさは10ポイント以上としてください。添付箇所は対応する様式の次ページとしてください。）
  - ウ 提案書（任意様式）および様式3-1から様式3-4においては、参加事業者名を記載しないでください。
  - エ その他提案していただく内容については、別添「県立病院内における食堂・売店・自動販売機等運営事業者選定公募型プロポーザル評価要領」を参照してください。

## 6. 現地説明会

現地説明会を次のとおり開催します。

なお、本公募案件の性格上、公募対象の施設・設備等について実地確認していただく必要がありますので、参加を希望する事業者は必ず現地説明会に出席してください。

※現地説明会に出席されない事業者・グループによる企画提案書の提出は受け付けません。

開催日	令和7年2月7日（金）
時間	午前10時～正午
場所	精神医療センター2階 大会議室
内容	仕様書の配付、公募に関する説明、精神医療センターの募集対象施設および設備の案内
時間	午後2時～午後4時
場所	総合病院別館5階 リハビリテーションセンター研修室
内容	総合病院の募集対象施設および設備の案内
参加人数	1事業者または1グループにつき、3名以内での出席をお願いします。 なお、グループ参加の場合、公募参加は構成事業者1者の出席で可。

## 7. 提出する部数・期間・方法等

### (1) 提出部数および期間

#### ア 参加申込書（現地説明会申込書）（様式1、様式2）

- ・提出部数 正本1部
- ・提出期間 令和7年2月4日（火）午後5時必着
- ・添付書類 定款の写し、直近3カ年分決算の財務諸表、会社案内等のパンフレット

#### イ 企画提案書（様式3、様式3-1から様式3-8）

- ・提出部数 正本1部、写し8部
- ・提出期間 令和7年2月7日（金）から令和7年3月7日（金）午後5時必着
- ・添付書類 様式3-1から様式3-8の内容等を補足・確認する資料があればその書類

### (2) 提出方法

持参または郵送により提出してください。

持参の場合は、平日の午前9時から午後5時までに限ります。

郵送による場合は書留郵便に限り、郵送した旨を必ず電話で連絡してください。

### (3) 提出場所

「12. 問い合わせ先」に同じです。

## 8. 質疑および回答

参加者間の公平性および正確性を確保するため、質疑については次の方法によるものとします。

### (1) 受付期間

現地説明会終了後から令和7年2月14日（金）午後5時まで

### (2) 質問方法

「質疑書」（様式4）を「12. 問い合わせ先」まで、FAXまたは電子メールで提出してください。電話や提出先への往訪など、口頭での質問は受け付けません。

なお、FAXまたは電子メールを送信した際は、電話にて担当者に到着を確認してください。

(3) 質疑への回答

令和7年2月21日(金)までに、FAXまたは電子メールのいずれかの方法により、現地説明会出席事業者全員に回答を送付します。

(4) 質疑者の資格

現地説明会に出席している必要があります。

9. 選定方法および審査結果の通知等

プロポーザル方式による選考とし、参加者より提出される企画提案書等について内容を審査した上で、最も優れた事業者を選定します。

(1) 選定方法

病院事業庁において設置する審査委員会で総合的に審査した上で、運営事業者を内定(以下「内定者」という。)します。

なお、提案内容の審査は、書面によることを基本としますが、別途通知の上で、ヒアリングを行う場合があります。

(2) 評価項目および評価基準

別添「食堂等運営事業者選定公募型プロポーザル評価要領」のとおり

(3) 審査結果の通知

審査結果は参加者全員に、令和7年3月28日(金)までに書面により通知する予定です。

(4) 事務手続き

各施設管理者と内定者との間で、公有財産使用許可の手続きを行うものとします。また、必要に応じて、運営管理や特別使用料納付に関する協定書の締結を行います。

10. 運営事業者の内定取り消し

(1) 次のいずれかに該当する場合は、運営事業者の内定を取り消すものとします。

ア 正当な理由がなく、指定する期日までに公有財産使用許可の手続きや必要と認めた書類の提出に応じなかったとき。

イ 運営事業者の内定から公有財産使用許可の手続きまでの間に、内定者について資金事情の変化等により施設の設置・運営の履行が確実でないと病院事業庁が判断したとき。

ウ 著しく社会信用を損なう行為等により、事業運営者としてふさわしくないと病院事業庁が判断したとき。

(2) 運営事業者の内定を取り消した場合、順次、プロポーザルの順位上位の参加者と病院事業庁が協議して、新たな運営事業者の内定手続きを行うこととします。

11. その他

(1) 必要に応じ、追加資料の提出を求める場合があります。

(2) 企画提案書等および契約手続きにおいて使用する言語および通貨は、日本語および日本国通貨に限ります。

(3) プロポーザル参加に要する経費は、各事業者の負担とします。

(4) 提出されたすべての書類は、返却しないものとします。ただし、このプロポーザルに係る審査以外には利用しません。

(5) 提出されたすべての書類は、滋賀県情報公開条例に基づく情報公開の対象文書となります。

- (6) 企画提案書等に虚偽の記載をした場合には、失格とします。
- (7) 企画提案書等の受理後の差し替えおよび追加・削除は、認めません。
- (8) その他の定めのない事項については、地方自治法、同法施行令、地方公営企業法、同法施行令およびその他関係法令ならびに滋賀県財務規則、滋賀県病院事業会計規程およびその他滋賀県・滋賀県病院事業庁が制定する関係例規に従うものとします。

## 12. 問い合わせ先

住 所：〒524-8524

滋賀県守山市守山五丁目4番30号（総合病院別館5階）

担 当：滋賀県病院事業庁経営管理課 財務係

電 話：077-582-5233

FAX：077-582-5697

E-mail：nb00<sup>せりせり</sup>@pref.shiga.lg.jp